

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成30年 第3回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日は欠席がありますので、8番 光本良晴委員、9番 茅嶋俊博委員を指名しますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号9号 土地の所在は、国見町竹田津字[]番地、地目が田、1, 354㎡です。</p> <p>渡人は、静岡県浜松市の[]、受人は、国見町竹田津の[]です。</p> <p>申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないため。</p> <p>受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。受人は50代の息子さん2名が農業を手伝います。</p> <p>次に、申請番号10号 所在は、国東町浜崎字[]番地、地目が田、面積1, 771㎡のほか田が7筆の計11, 127㎡、畑が5筆の3, 060㎡、合計13筆の14, 187㎡です。</p> <p>渡人は、国東町浜崎の[]。受人は、国東町浜崎の[]です。</p> <p>申請事由は、渡人は、高齢で体調も思わしくないので、妻に農地を譲り農業を続けてもらう。受人は、夫から農地を譲り受けて農業を継続するとなっています。夫婦間の無償譲渡による所有権移転です。</p>

<p>議 長</p>	<p>農地法第3条は以上です。</p> <p>それでは議案第12号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について申請番号9号、10号について事務局から説明がありました。質問ご意見等ございませんか。</p>
<p>6番前後委員</p>	<p>夫婦間の贈与の場合に税金関係はどうなるんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>贈与税の対象となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほかございますか。なければ採決にはいります。</p> <p>それでは農地法第3条、議案12第号 申請番号9号、10号について一括承認される委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p>
	<p>議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第13号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>A3の資料も一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号4号、所在は国東町田深字■■■■番地■■、地目が田、面積が255㎡のほか田が計3筆で合計2,009㎡です。</p> <p>渡人は国東町田深の■■■■さん。受人は安岐町中園の■■■■■■■■■■さんです。用途は太陽光発電施設用地です。パネル枚数は3か所で421枚、出力が120.0Kwとなっています。</p> <p>申請事由は、遊休農地に太陽光発電施設を設置することにより有効利用するとなっています。</p> <p>■■■■番地■■は、都市計画区域内の用途指定区域内農地で第1種中高層住居専用地域あるので、第3種農地です。■■■■番地■■と■■■■地■■は、国道と中学校に挟まれた連担性のない小規模な農地の集団に属し、農業公共投資の対象になっていない</p>

農地であるので第2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。

次に、申請番号5号、土地の所在は武蔵町成吉字[]番地[]、地目が田、面積26.74㎡です。渡人は武蔵町成吉の[]さん、受人は国東町鶴川[]さんです。用途は[]です。申請事由は、[]周辺の水路として当該農地を使用するためとなっています。

申請地は、北と東と南を山林に、西を渡人が所有する農地に囲まれた極めて小規模な農地で、農業公共投資の対象ともなっておらず、農地の連帯性もないことから第2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。

以上です。

議長

議案第13号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明がありました。ご質疑ございましたでしょうか。

何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。

(意見質疑なし)

ご意見ないようですので、採決にはいります。

議案第13号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請、申請番号4号、5号について一括承認される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第13号は全会一致で承認されました。

次に、議案第14号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。

事務局

議案第14号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。それではご説明いたします。

利用権設定で総数は143筆、185,293㎡です。うち田が136筆の179,740㎡、畑が7筆の5,553㎡です。

<p>議長</p>	<p>新規設定は91筆の122, 714㎡、更新設定は52筆の62, 579㎡です。内訳の、設定内容別、地区別、個別については、3ページから10ページをご覧くださいと思います。</p> <p>それでは、議案第14号農地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第14号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全会一致で議案第14号は、承認されました。</p> <p>次に、議案第15号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。</p> <p>配分計画総数は、田が41筆47, 410㎡です。</p> <p>配分計画の詳細については11～13ページをご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第15号農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について説明を受けましたが、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第15号について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第15号は、全会一致で承認されました。</p>

<p>事務局</p>	<p>続いて、議案第16号農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第16号農地法の規定による非農地証明書の交付について次のとおり証明願が出されましたので審議を求めるものです。</p> <p>それでは、申請番号16号について説明します。</p> <p>所在は、国見町赤根字 [REDACTED] 番地、地目は畑、面積は87㎡のほか、畑が計2筆で644㎡、田が8筆の3,959㎡、合計10筆の4,603㎡です。申請人は、国見町赤根の [REDACTED] さんです。</p> <p>申請事由は、耕作条件が悪く放置していたところ、水路も壊れ、水も取れなくなり今後も耕作の予定が無く、現在は竹が生えているため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域内農地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願等は別添資料をご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法の規定による非農地証明、申請番号16号について、ご意見ご質疑等ございませんか。</p>
<p>3番大石委員</p>	<p>竹が生えていて手におえないようです。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにありませんか。</p>
	<p>(意見質疑なし)</p>
	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>議案第16号は、承認されました。</p>
	<p>続いて、議案第17号、農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは議案第17号、農地利用状況調査による非農地の決定についてご説明いたします。</p> <p>7月から9月に行なわれた利用状況調査の結果、国見地区で340筆の197, 312㎡、国東地区で189筆の97, 633㎡、武蔵地区で35筆の35, 830㎡、安岐地区で113筆の94, 938㎡、合計677筆の425, 713㎡が非農地との判断に至りましたので、農地法の運用について（21経営第4530号・21農振第1598号）第4（3）の規定により、下記の農地を農地法第2条第1号に規定する「農地」として該当しないものとしてよいか審議を求めます。内訳の詳細及び対象農地一覧は15～30ページをご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>農地利用状況調査による非農地の決定について、ご質問ご意見等ございませんか。</p>
議長	<p>まだほかに類似的なものはあるんですか。</p>
事務局	<p>今回の調査の結果をうけた中から事務局で精査をした結果として677筆を非農地判断しましたが、明確な判断が出来ない筆がおおよそ700筆ほどあります。これについては、事務局が30年度中に現地調査を行い、非農地の判定を行ったものは、30年度分として処理したいと思います。</p>
議長	<p>その他ご質疑等ございませんか。</p>
2番佐藤委員	<p>利用状況調査の結果、所有者から非農地とする回答があったところですか。</p>
事務局	<p>2月の末に事前通知を送りました。454名、701筆送っています。その中で非農地を希望しない方が16名、24筆ございましたので、それを差し引いています。</p>
議長	<p>その他ご質疑等ございませんか。</p>
2番佐藤委員	<p>29ページの原野はなぜ関係あるのですか。</p>
事務局	<p>はい、安岐地区に原野が10筆ありますが、現況地目は採草放牧地になっています。利用状況調査では登記簿地目だけでなく、</p>

	<p>現況地目が農地であれば調査の対象となります。</p>
茅嶋委員	<p>田んぼに梅とかビワが植わっている場合はどうなるの。</p>
事務局	<p>果樹は樹園地ですので畑あつかいとなります。</p>
議長	<p>ご論議頂きましたが、議案第17号、農用地利用状況調査による非農地の決定について、原案どおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p> <p>議案第17号 農地利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で可決されました。</p> <p>続いて議案第18号 国東市農業委員会規程の一部改正について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは議案第18号 国東市農業委員会規程の一部改正についてご説明いたします。</p> <p>農地法及び農業委員会法の改正に伴い、国東市農業委員会規程の一部を改正する必要があるので提案するものです。</p> <p>読み上げて提案いたします。</p> <p>議案書の32ページと、新旧対照表の33～35ページを併せてご覧ください。</p> <p>農業委員会訓令(平成18年農業委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条第1項第2号中「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による耕作従事日数及び同条第3項の規定による面積の認定」を「農地法の規定に基づく農地等の権利移動、権利取得及び転用に係る届け出の受理」に、同項第3号中「法第29条第1項の規定による委員会の権限」を「農地の現況に係る証明書の交付」に、同項第4号中「農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第3条第2項及び第3項の規定」を「農業委員会事務局の職員の任免」に、同項第5号中「農地法(昭和27年法律第229号)第84条の規定」を「前各号に掲げるもののほか、軽易な事案の処理」に改め、同項第6号「農地法第86条の規定による土地面積の認定に関すること。」、同項第7号「前各号に掲げるもののほか、軽易な</p>

	<p>事案の処理に関すること。」を削る。</p> <p>別記様式(第7条関係)(裏面)農業委員会等に関する法律(抜粋)中「第29条」を「第35条」に、「行う」を「遂行する」に、「耕作者」を「農業者」に改め、「委員」の後に「推進委員」を加える。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>議案第18号 国東市農業委員会規程の一部改正についてご質疑・ご意見等ございませんか。</p>
2番佐藤委員	<p>農業委員会規程は農業委員会で決定できるのですか。</p>
事務局	<p>農業委員会訓令となっているものは決裁権限が農業委員会にありますので、総務課からも農業委員会の総会に諮るように指導されました。</p>
議長	<p>28年3月の時点で処理しなければならなかったものを、今回改正して整理をしたいということですね。</p> <p>それでは、議案第18号 国東市農業委員会規程の一部改正について、承認される委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全 員 挙 手)</p> <p>議案第18号 国東市農業委員会規程の一部改正については、全会一致で可決されました。</p> <p>続いて、議案第19号 国東市農業委員会互選規程の一部改正について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第19号 国東市農業委員会互選規程の一部改正についてご説明申し上げます。</p> <p>農業委員会法の改正に伴い、国東市農業委員会互選規程の一部を改正する必要があるので提案するものです。</p> <p>読み上げて提案いたします。</p> <p>議案書の36ページと37～38ページの新旧対照表を併せてご覧ください。</p> <p>国東市農業委員会互選規程(平成18年農業委員会告示第3号)</p>

	<p>の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項第1号中「第15条」を「第10条」に、「一般選挙」を「任命」に改める。</p> <p>第10条第2項中「選挙管理人」を「管理人」に改める。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第19号 国東市農業委員会互選規程の一部改正についてご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p> <p>それでは、議案第19号 国東市農業委員会互選規程の一部改正について、承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第19号 国東市農業委員会互選規程の一部改正については、全会一致で可決されました。</p> <p>続いて、議案第20号 国東市農業委員会事務局組織規程の一部改正について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第20号 国東市農業委員会事務局組織規程の一部改正についてご説明申し上げます。</p> <p>農業委員会法の改正に伴い、国東市農業委員会事務局組織規程の一部を改正する必要があるため提案するものです。</p> <p>読み上げて提案いたします。</p> <p>議案書の39ページと40～43ページの新旧対照表を併せてご覧ください。</p> <p>国東市農業委員会訓令(平成18年農業委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第2項第9号中「選挙人名簿」を「農地利用の最適化」に改め、同項第20号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。</p> <p>第5条第1項中「次に掲げる事項」を「軽易な事務」に改め、同項第1号「職員の出張命令に関すること。」、同項第2号「職員の出欠、休暇、時間外勤務等に関すること。」、同項第3号「予算の執行に関すること。」、同項第4号「前3号に掲げるもののほか、</p>

<p>議 長</p>	<p>軽易な事項」を削る。</p> <p>第5条第2項として「前項の専決については、国東市事務決裁規定（平成18年国東市訓令第2号）別表第1共通専決事項に掲げる課長等の決済事項を準用する。」を加える。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第20号 国東市農業委員会事務局組織規程の一部改正についてご質疑等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質疑意見なし）</p> <p>それでは、議案第20号 国東市農業委員会事務局組織規程の一部改正について、承認される委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p> <p>議案第20号 国東市農業委員会事務局組織規程の一部改正については、全会一致で可決されました。</p> <p>以上で議案の審議は全て終わりました。本日の議事は、これで終了します。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">議事録署名委員</p> <p style="text-align: center;">議事録署名委員</p>
------------	--

--	--